



## 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、災害救助等に必要な食糧及び生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東海市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙にその調達又は製造が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 東海市内で地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 東海市以外の地域の災害の救助のため、愛知県又は関係市町村等から物資の供給を要請された場合  
（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達又は製造が可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請方法）

第4条 第2条の要請は、調達する物資、調達する数量等を記載した物資調達要請書（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭又は電話、ファクシミリ等で要請し、その後すみやかに要請書を送付するものとする。

（要請に基づく措置及び報告）

第5条 第2条の要請に対し、乙は物資の供給に当るものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、当該供給の終了後、すみやかにその実施状況を物資供給実施状況報告書により甲に報告するものとする。

（引渡）

第6条 物資の引渡しの場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

（費用負担の区分）

第7条 第2条第1号の場合における費用は、甲が負担するものとする。

2 第2条第2号の場合における費用は、要請した自治体等が負担するものとする。

（費用）

第8条 物資の供給に要した費用の額は、災害発生前の供給については要請時の、災害発生後の供給については、災害発生直前の適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。）を基準とし、甲、乙協議して定める。

（費用の支払）

第9条 費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、物資供給実施状況報告書に基づき内容を確認し、すみやかに費用を支払うものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 愛知県東海市中心一丁目1番地  
東海市長 鈴木 淳 雄

乙 別紙一覽

## 災害救助に必要な物資の調達に関する協定締結先

No.	名 称	代表者	住 所	締結日
1	ユニー(株)アピタ 東海荒尾店	店長 安藤 義明	東海市荒尾町山王前 20 番地	平成 15 年 7 月 10 日
2	上野ガス(株)	代表取締役 加藤日出夫	東海市荒尾町向前田 60 番地の 1	〃
3	近藤産興(株)	代表取締役 近藤 昌三	名古屋市南区浜田町 1-10	〃
4	東海市給食品事業協同組合	理事長 白羽 文彦	東海市中央町四丁目 2 番地	〃
5	東海市薬業会	山田 隆之	東海市高横須賀町浅間 26	〃
6	イチビキ(株)第二工場	工場長 初山 高慶	東海市高横須賀町烏帽子 35 の 1	平成 16 年 12 月 13 日
7	(株)エルビー	代表取締役 中野 達雄	東海市加木屋町白拍子 69 番地の 2	〃
8	カゴメ(株)上野工場	工場長 村上 満昭	東海市荒尾町東屋敷 108 番地	〃
9	あいち知多農業協同組合	代表理事組合長 平野 重良	常滑市多屋字茨廻間 1 番地の 111	平成 18 年 11 月 21 日
10	(株)ヤマナカ	代表取締役社長 中野 義久	名古屋市東区葵 3 丁目 15 番 31 号 住友生命千種ビル 5 F	平成 18 年 12 月 22 日
11	武一(株)	代表取締役 竹内 篤郎	東海市加木屋町石田 1 番地の 2 (LP ガス等に限定したもの)	平成 21 年 1 月 22 日
12	(株)フィールコーポレーション	代表取締役 蟹江 義雄	名古屋市昭和区鶴舞二丁目 21 番 6 号	平成 23 年 1 月 28 日
13	東福瓦斯興業(株)	代表取締役 末永 博明	東海市加木屋町大清水 558 番地	〃
14	(株)バロー	代表取締役社長 田代 正美	岐阜県恵那市大井町 180 番地 1	〃
15	(株)伊藤園	総務部長 松本 功一	東京都渋谷区本町三丁目 47 番 10 号	平成 25 年 4 月 23 日
16	新和薬品(株)	代表取締役社長 上村 文代	東海市東海町二丁目 14 番 15 号	平成 25 年 11 月 22 日
17	敷島製パン(株)	代表取締役社長 盛田 淳夫	名古屋市東区白壁五丁目 3 番地	平成 29 年 5 月 16 日
18	東明工業(株)	代表取締役 二ノ宮 啓	知多市新刀池 2 丁目 11 番地	令和 2 年 5 月 28 日
19	マックスバリュ東海(株)	代表取締役社長 神尾 啓治	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	令和 3 年 9 月 16 日
20	中北薬品(株)	代表取締役社長 中北 馨介	名古屋市中区丸の内三丁目 5 番 15 号	令和 5 年 3 月 7 日
21	DCM(株)	代表取締役社長 石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号	令和 5 年 6 月 30 日
22	NPO 法人 コメリ災害対策センター	代表取締役社長 捧雄 一郎	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	令和 5 年 8 月 23 日

別表 （第3条関係）

物資の種類	品 名
食 糧	米、米飯缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、おにぎり、折詰弁当、容器入れ飲料水、離乳食、粉ミルク、味噌、醤油、食塩、漬物、海苔
医薬品、医療用品	医薬品、包帯、ガーゼ、綿花、キズバンド、生理用品紙おむつ
寝具・衣料	毛布、ふとん、マット、下着、靴下、乳児用衣料、おむつカバー、防寒着、作業服、さらし、タオル
日 用 品	ポリタンク、ポリバケツ、ヤカン、カセット式コンロ、カセットガスボンベ、鍋、食器、包丁、まな板、割箸、哺乳瓶、紙皿、紙コップ、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ライター、マッチ、ローソク、トイレトペーパー、ポケットティッシュ、ウエットティッシュ、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、ラップ、ゴミ袋、洗剤、石鹼、使い捨てカイロ、ガムテープ、軍手、靴、スリッパ、雨具
燃 料	灯油、ガソリン、軽油、重油、LPガスボンベ、LPガス器具、LPガス、LPガス調整器
そ の 他	ビニールシート、ロープ、細引、畳、ござ、間仕切り板、簡易ベット、扇風機、ストーブ、スコップ、のこぎり、ハンマー、トタン板、針金、くぎ、ドライバー、チェーンソー、仮設トイレ、テント

※ 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」における各協定の特記事項

- ・ (株)伊藤園様、敷島製パン(株)様においては、第2条（協力要請）文中に、(1)及び(2)は記載されない。
- ・ (株)バロー様 においては、第2条（協力要請）文中に、なお書きが付記される。  
 第2条 甲は、次に掲げる場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙にその調達又は製造が可能な物資の供給を要請することができる。なお、要請にあたっては、同一の災害において、県と市からの要請が重複しないよう県と連携を図るものとする。
- ・ 東明工業(株) においては、内容が異なるため、別に参照添付する。

第 年 月 日

様

東 海 市 長

## 物 資 調 達 要 請 書

このことについて、災害救助に必要な物資の調達に関する協定書第4条の規定により、下記のとおり要請します。

なお、物資供給後、協定書第5条の規定による実施状況を、物資供給実施状況報告書により報告してください。

記

## 1 物資調達要請数量

調達物資名	調 達 数	搬 送 先	備 考

## 2 その他必要な事項

97

— — — — — ( 改 ペ ー ジ ) — — — — —

年 月 日

東 海 市 長 あて

報告者住所  
報告者名

## 物 資 供 給 実 施 状 況 報 告 書

このことについて、災害救助に必要な物資の調達に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

## 1 物資供給数量

供給物資名	要請数	供給数	搬送先	価 格	備 考

## 2 その他必要な事項

## 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と東明工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等に必要な生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東海市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙にその調達又は製造が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 東海市内で地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 東海市以外の地域の災害の救助のため、愛知県又は関係市町村等から物資の供給を要請された場合

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達又は製造が可能な物資とする。

- (1) 段ボール製間仕切り
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製簡易ベッド
- (4) 段ボール製簡易トイレ
- (5) その他乙の取扱商品

（要請方法）

第4条 第2条の要請は、調達する物資、調達する数量等を記載した物資調達要請書（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭又は電話、ファクシミリ等で要請し、その後すみやかに要請書を送付するものとする。

（要請に基づく措置及び報告）

第5条 第2条の要請に対し、乙は物資の供給に当たるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、当該供給の終了後、すみやかにその実施状況を物資供給実施状況報告書により甲に報告するものとする。

（引渡）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

（回収）

第7条 乙は、引渡した物資の使用が終了し、甲から依頼があった場合、物資の回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

（費用負担の区分）

第8条 第2条第1号の場合における費用は、甲が負担するものとする。

2 第2条第2号の場合における費用は、要請した自治体等が負担するものとする。

（費用）

第9条 物資の供給に要した費用の額は、災害発生前の供給については要請時の、災害発生後の供給については、災害発生直前の適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。）を基準とし、甲、乙協議して定める。

（費用の支払）

第10条 費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、物資供給実施状況報告書に基づき内容を確認し、すみやかに費用を支払うものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名捺印のうえ各自その1通を保有する。

令和2年（2020年）5月28日

甲 東海市長 鈴木 淳 雄

乙 愛知県知多市新刀池2丁目11番地  
東明工業株式会社 代表取締役 二ノ宮 啓

## 災害時における生活用水の供給に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、市内での災害時における生活用水の供給について、次のとおり協定する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、東海市内で地震等の大規模な災害が発生した場合（以下「災害」という。）において、甲が乙に生活用水の供給を要請する手続き等について必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、災害時において生活用水の供給を必要とするときは、乙の保有する井戸水を応急給水用として提供することを要請するものとする。

（協 力）

第3条 乙は、甲から前条の要請があった場合には、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（要請方法）

第4条 甲は、乙に対して、この協定による協力を要請するときは、要請の理由、内容、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

（供給方法）

第5条 甲は、甲の所有する大型水槽車、給水タンク、給水ポリ容器等を持って、乙があらかじめ指定した場所から給水を受けるものとする。

（費 用）

第6条 乙は、協力に係る生活用水及びその供給に要する費用は無償とする。

（協 議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期限は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成16年12月13日

甲 愛知県東海市中央町一丁目1番地  
東海市長 鈴木 淳 雄

乙 愛知県東海市加木屋町白拍子69番地の2  
（株）エルビー 代表取締役 中野 達 雄

愛知県東海市荒尾町東屋敷108番地  
カゴメ(株)上野工場 工場長 村上 満 昭

## 災害時における生活用水等の供給に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、災害時における生活用水及び飲料水（以下「生活用水等」という。）の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東海市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害（以下「災害等」という。）が発生した場合において、甲が乙に生活用水等の供給を要請する手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、被災者及び甲が必要と認めた者に対し、生活用水等の供給が必要であると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を協力要請するものとする。

- (1) 市の指定する避難所等で生活用水等が必要な場合において、乙の所有する水泳施設のプール水を利用すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲の要請に対し乙が協力すると認めること。

（要請方法）

第3条 甲は、第2条の規定により乙に協力を要請する場合は、「支援協力要請書」（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに書面で提出するものとする。

（供給方法）

第4条 甲は、甲の所有する大型水槽車、給水タンク、給水ポリ容器等を持って、乙があらかじめ指定した場所から給水を受けるものとする。

（要請に基づく措置及び報告）

第5条 乙は、甲から第2条の規定による要請を受けたときは、安全を確認の上、特に業務上の支障がない限り、可能な範囲で甲の要請・指示等に協力するものとする。

2 乙は、生活用水等の供給を行った場合は、供給完了後、「完了報告書」（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用）

第6条 甲は、乙が提供したプール水を費用負担するものとする。

2 前項の費用の額は、生活用水等の供給終了後において、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印をした上、各自その1通を保有する。

令和3年（2021年）7月13日

甲 愛知県東海市中央町一丁目1番地  
東海市長 花田勝重

乙 岐阜県多治見市光ヶ丘2丁目60番地の1  
株式会社コパン 代表取締役社長 市岡道隆

大阪府大阪市北区堂島浜1-4-16 アクア堂島西館13階  
株式会社ザ・ビッグスポーツ 代表取締役 藤原達治郎



## 災害時における救援物資の提供等に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）とコカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の提供等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における清涼飲料水（以下「物資」という。）の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 市内に震度5弱以上の地震及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から物資の提供について要請があったときは、乙は次のとおり協力するものとする。

- (1) 乙は、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。
- (2) 乙は、前項のほか、避難所その他の公共施設についても必要な物資を無償で提供するものとする。ただし、提供する物資の数量は、甲乙協議により決定するものとする。
- (3) 乙は、物資の提供にあたって、すみやかにフォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により提供に支障が生じたときは、甲との協議により適切な対策を講じるものとする。

（メッセージボードの利用）

第3条 甲は、災害情報及び行政情報等の伝達手段として、前条の地域貢献型自動販売機に搭載されたメッセージボードを無料で利用できるものとする。

（要請方法）

第4条 甲は、乙に対し、この協定による協力を要請するときは、救援物資提供要請書（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、その後すみやかに要請書を送付するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

2 前項の協定終了の通知は、協定を終了しようとする日の1箇月前までに相手方にするものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印のうえ各自1通を保有する。

平成17年12月21日

甲 愛知県東海市中央町一丁目1番地  
東海市長 鈴木 淳 雄

乙 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番2号  
コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社  
取締役常務執行役員 営業本部長 岡 田 吉 弘

防第 号  
年 月 日

コカ・コーラ  
セントラル ジャパン株式会社 様

東 海 市 長

### 救 援 物 資 提 供 要 請 書

このことについて、災害時における救援物資の提供等に関する協定書第4条の規定により、下記のとおり要  
請します。

記

#### 1 物資提供要請数量

提供物資名	提供数	搬 送 先	備 考

#### 2 その他必要な事項

# 名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの 災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、愛西市、阿久比町、あま市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大口町、大治町、大府市、尾張旭市、春日井市、蟹江町、刈谷市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、瀬戸市、武豊町、知多市、津島市、東海市、東郷町、常滑市、飛島村、豊明市、豊田市、豊山町、長久手市、名古屋市、日進市、半田市、東浦町、扶桑町、南知多町、美浜町、みよし市及び弥富市（以下「市町村」という。）において、地震、風水害等による広域かつ大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、応急生活物資供給を必要とする市町村に迅速かつ円滑に供給が行えるよう必要な事項を定めることを目的とする。

(協定当事者)

第2条 この協定は、市町村（以下「甲」という。）と生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）との間において締結するものとする。

(協力事項の発動)

第3条 この協定に定める協力事項は、甲の全部又は一部が災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に基づく救助の対象となった場合において、甲が乙に対し応急生活物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。

2 前項の要請は、災害救助法第2条の規定に基づく救助の対象如何にかかわらず、甲がそれぞれに行うことができるものとする。

第4条 甲は、前条の要請を行う場合には、愛知県を通じて行うものとする。

2 甲は、前条の要請を行うときは、愛知県に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第70条第1項の規定に基づく応急措置として、乙に対して応急生活物資の供給の要請を行うよう求めるものとする。

(応急生活物資供給の協力実施)

第5条 乙は、第3条の規定に基づく要請を受けたときは、応急生活物資の供給に係る協力を積極的に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第6条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 甲は、乙に対し、必要に応じて応急生活物資の運搬の協力を求めることができる。

(費用負担)

第7条 乙が供給した応急生活物資の対価及びその運搬の費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定する。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成26年7月22日から施行する。

この協定を証するため本書40通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年7月22日

甲	愛西市稲葉町米野308番地	愛西市長	日永 貴章
	知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地	阿久比町長	竹内 啓二
	あま市木田戌亥18番地1	あま市長	村上 浩司
	一宮市本町2丁目5番6号	一宮市長	谷 一夫
	稲沢市稲府町1番地	稲沢市長	大野 紀明
	犬山市大字犬山字東畑36番地	犬山市長	田中 志典
	岩倉市栄町一丁目66番地	岩倉市長	片岡 恵一
	丹羽郡大口町下小口七丁目155番地	大口町長	鈴木 雅博
	海部郡大治町大字馬島字大門西1番地の1	大治町長	村上 昌生
	大府市中央町五丁目70番地	大府市長	久野 孝保
	尾張旭市東大道町原田2600番地1	尾張旭市長	水野 義則
	春日井市鳥居松町5丁目44番地	春日井市長	伊藤 太
	海部郡蟹江町学戸三丁目1番地	蟹江町長	横江 淳一
	刈谷市東陽町1丁目1番地	刈谷市長	竹中 良則
	北名古屋西市西之保清水田15番地	北名古屋市長	長瀬 保
	清須市須ヶ口1238番地	清須市長	加藤 静治
	江南市赤童子町大堀90番地	江南市長	堀 元
	小牧市堀の内三丁目1番地	小牧市長	山下 史守朗
	瀬戸市追分町64番地の1	瀬戸市長	増岡 錦也
	知多郡武豊町字長尾山2番地	武豊町長	初山 芳輝
	知多市緑町1番地	知多市長	宮島 壽男
	津島市立込町二丁目21番地	津島市長	日比 一昭
	東海市中央町一丁目1番地	東海市長	鈴木 淳雄
	愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地	東郷町長	川瀬 雅喜
	常滑市新開町4丁目1番地	常滑市長	片岡 憲彦
	海部郡飛島村竹之郷三丁目1番地	飛島村長	久野 時男
	豊明市新田町子持松1番地1	豊明市長	石川 英明
	豊田市西町3丁目60番地	豊田市長	太田 稔彦
	西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地	豊山町長	鈴木 幸育
	長久手市岩作城の内60番地1	長久手市長	服田 一平
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	名古屋市長	河村 たかし
	日進市蟹甲町池下268番地	日進市長	萩野 幸三
	半田市東洋町二丁目1番地	半田市長	榊原 純夫
	知多郡東浦町大字緒川字政所20番地	東浦町長	神谷 明彦
	丹羽郡扶桑町大字高雄字天道330番地	扶桑町長	江戸 満
	知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地	南知多町長	石黒 和彦
	知多郡美浜町大字河和字北田面106番地	美浜町長	山下 治夫
	みよし市三好町小坂50番地	みよし市長	小野田 賢治
	弥富市前ヶ須町南本田335番地	弥富市長	服部 彰文

乙 名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀25番地の1

生協法人 生活協同組合コープあいち 理事長 夏目 有人

## 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討することにより、住民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、各市町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、各市町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

この協定を証するため、本書11通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 3月15日

甲	半田市長	榑原純夫	阿久比町長	竹内啓二
	常滑市長	片岡憲彦	東浦町長	神谷明彦
	東海市長	鈴木淳雄	南知多町長	石黒和彦
	大府市長	久野孝保	美浜町長	神谷信行
	知多市長	宮島壽男	武豊町長	初山芳輝

乙 株式会社ゼンリン 中部エリア統括部 部長 荒木康博

## 災害時における福祉用具等の物資の供給等協力に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）は、介護用品・衛生用品等の福祉用具等の物資（以下「福祉用具等の物資」という。）の供給等協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東海市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、甲が乙の協力を得て行う福祉用具等の物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において福祉用具等の物資を調達する必要があると認めるときは、乙にその調達又は製造が可能な福祉用具等の物資の供給を要請することができる。

- (1) 東海市内で地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 東海市以外の地域の災害の救助のため、愛知県又は関係市町村等から福祉用具等の物資の供給を要請された場合

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達又は製造が可能な福祉用具等の物資とする。

- (1) 別表に掲げる福祉用具等の物資
- (2) その他甲が指定する福祉用具等の物資

2 前項に規定する物資のうち、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目については、貸与するものとする。

（要請方法）

第4条 第2条の要請は、別紙様式「福祉用具等の物資供給要請書（以下「要請書」という。）」により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、その後要請書を提出するものとする。

（引渡）

第5条 福祉用具等の物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、福祉用具等の物資を確認のうえ引き取るものとする。

（福祉用具等の物資の適合確認）

第6条 福祉用具等の物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

（福祉用具等の物資の運搬）

第7条 福祉用具等の物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

（車両の通行）

第8条 甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（費用）

第9条 福祉用具等の物資の供給に要した費用の額は、災害発生前の供給については要請時の、災害発生後の供給については、災害発生直前の適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。）を基準とし、甲、乙協議して定める。

(費用の支払)

第10条 費用は乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、すみやかに費用を支払うものとする。

(情報連絡体制の確認)

第11条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年、年度始めに相互の情報連絡体制を確認するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第12条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成28年3月18日

甲 愛知県東海市中央町一丁目1番地  
東海市長 鈴木 淳 雄

乙 東京都港区浜松町2丁目7番15号  
一般社団法人 日本福祉用具供給協会 理事長 小野木 孝 二

別表 (第3条関係)

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト、医療関連用品 等
------------	--



### 福祉用具等物資供給要請書

年 月 日

一般社団法人 日本福祉用具供給協会  
理事長 様

東 海 市 長

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

#### 記

1 緊急に物資供給の必要が生じた理由

2 供給を必要とする物資の内容

必要とする物資の内容	数量	引渡し場所	備考

3 連絡先

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

## 災害時における葬祭用品の供給に関する協定

東海市（以下「甲」という。）と、愛知県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、東海市内で地震等の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における葬祭用品の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における、葬祭用品の供給等の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる葬祭用品の供給及びそれに伴う役務の提供について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 棺（付属品を含む）
- (2) ドライアイス
- (3) 骨つぼ及び骨箱
- (4) その他甲の指定した用品

（要請）

第3条 前条の規定による協力の要請は、災害時応援協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する暇がないときは、口頭又は電話、ファクシミリ等で要請し、その後すみやかに要請書を送付するものとする。

（実施報告）

第4条 乙は第2条の規定による協力を実施したときは、災害時供給実施報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条に規定する協力要請に係る費用は甲が負担するものとする。

2 葬祭用品の供給及びそれに伴う役務に要した費用については、実費を基準として、災害発生直前の適正な価格又は災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条の基準額を参考にして、甲、乙協議して定める。

（費用の請求及び支払）

第6条 費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、災害時供給実施報告書（第2号様式）に基づき内容を確認し、すみやかに費用を支払うものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ責任者を置き、甲においては防災危機管理課長、乙においては、乙の代表者が定めたものとする。ただし、期間の途中において変更が生じた場合は、すみやかに甲、乙相互に報告するものとする。

（災害時の情報提供）

第9条 乙は、協力義務の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

（会員名簿の提出）

第11条 乙は、災害時における円滑な協力が図られるよう、乙の会員名簿を毎年3月末までに甲へ提出するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙が協議して定める。

（有効期間）

第13条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成28年2月23日

甲 愛知県東海市中央町一丁目1番地  
東海市長 鈴木 淳 雄

乙 愛知県一宮市本町三丁目7番4号  
愛知県葬祭業協同組合 理事長 高木 利 定

## 船舶による災害救助に必要な物資等の緊急輸送に関する協定書

愛知県東海市（以下「甲」という。）と岩手県釜石市（以下「乙」という。）及びトヨフジ海運株式会社（以下「丙」という。）は、災害が発生した場合において、船舶による災害救助に必要な物資等の緊急輸送について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、平成15年2月21日に甲と乙が締結した「災害時における相互応援に関する協定」（以下「応援協定」という。）に基づき甲及び乙のいずれかが被災し、被災を受けた市（以下「被災団体」という。）の要請により応援を行う市（以下「応援団体」という。）が応援を行う場合及び応援団体が自己判断のもと自主応援を行う場合において、丙の協力を得て行う船舶による物資等の緊急輸送の業務に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合において、応援協定に基づく応援に関し船舶による物資等の緊急輸送等の業務を遂行するために、丙の協力を得る必要があるときは、丙に対し協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、応援団体が「船舶による物資等緊急輸送業務協力要請書」により業務の内容及び期間等を示して文書で行う。ただし、特別の事情により、文書で要請できないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務内容）

第3条 本協定により、応援団体が丙に対し協力を要請する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲及び乙が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第4条 丙は、第2条の規定により要請を受けたときは、甲及び乙が必要とする業務を可能な限り実施するものとする。

（業務報告）

第5条 丙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、「船舶による物資等緊急輸送業務実施状況報告書」によりその状況を報告する。ただし、特別の事情により、文書で報告することができないときは、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により丙が実施した業務に要した費用は、応援協定に基づき原則として被災団体が負担するものとする。ただし、被災団体の被災状況等を勘案し、特別の事情があるときは、費用の負担について、被災団体と応援団体との間で協議することができる。

2 前項の費用は、当該地域における適正な運賃とし、甲、乙及び丙が協議して定める。

（費用の請求）

第7条 丙は、業務終了後、当該業務に要した前条の費用について、原則、乙が負担する費用も含め、すべて甲に請求するものとする。

(費用の支払方法)

第8条 費用は、丙の請求により、乙が負担する費用の繰替支弁分も含め、すべて甲が丙に対して支払うものとする。ただし、甲が支払った乙が負担すべき費用の繰替支弁分については、甲の請求により乙が甲に支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、物資等供給実施状況報告書に基づき内容を確認し、丙に対して速やかに費用を支払うものとする。

(緊急輸送船舶等に関する災害補償)

第9条 緊急輸送に従事した船舶、船員及び関係者が、輸送中に事故又は災害による被害を蒙った場合の補償については、甲、乙及び丙間で協議する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙が協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲及び乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

(連絡方法)

第12条 本業務実施にあたっては、別紙連絡方法に従って行うものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙がそれぞれ署名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成18年6月30日

甲 愛知県東海市中央町一丁目1番地  
東海市長 鈴木 淳 雄

乙 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号  
釜石市長 小 沢 和 夫

丙 愛知県東海市新宝町33番地の3  
トヨフジ海運株式会社 取締役社長 駒 田 邦 男

## 災害救助に必要な物資等の緊急輸送に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県トラック協会（以下「乙」という。）は、大規模地震等による災害発生時等で災害救助に必要な物資等の緊急輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東海市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資等の緊急輸送の業務を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時等において、次条に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容を示して行う。ただし、特別の事情により、当該様式第1号で要請できないときは、電話、口頭等で要請し、その後速やかに当該様式第1号を送付するものとする。

（業務内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、物資等の緊急輸送を優先的に実施するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、特別の事情により、当該様式第2号により報告することができないときは、電話、口頭等で報告し、その後速やかに当該様式第2号を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、当該地域における災害発生直前の適正な運賃を基準とし、甲、乙協議して定める。

（費用の請求）

第7条 乙は、業務終了後、当該業務に要した前条の費用について、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第8条 甲は、前条の請求があったときは、様式第2号に基づき内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名押印の上、各1通を保有する。

平成21年3月2日

甲 愛知県東海市中央町一丁目1番地  
東海市長 鈴木 淳 雄

乙 愛知県名古屋市瑞穂区新開町12番6号  
社団法人愛知県トラック協会 会長 小笠原 和 俊

様式第1号

防 第 号  
平成 年 月 日

社団法人 愛知県トラック協会長 様

東海市長 鈴木 淳 雄

**災害救助に必要な物資等の緊急輸送の要請について**

このことについて、災害救助に必要な物資等の緊急輸送に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務の実施報告を別紙様式第2号により報告願います。

記

災害の状況及び応援を要する事由	必要とする車両数、車種、人員	輸送期間（日時）及び輸送場所（区間）	集合場所又は物資積み込み場所及び取降ろし場所	輸送品目
	車両数 台 車種 人員 人	輸送期間 〔自〕 月 日 〔至〕 月 日 輸送場所 地先から 地先まで		

（その他参考となる事項）

-----（改ページ）-----

様式第2号

平成 年 月 日

東 海 市 長 様

社団法人 愛知県トラック協会  
会 長

**災害救助に必要な物資等の緊急輸送の報告について**

このことについて、災害救助に必要な物資等の緊急輸送に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

運送に従事した事業者名、車両数、車種及び人員	輸送期間（日時）、輸送場所（区間）及び走行距離	輸送品目（品名及び数量）	その他必要事項
事業者名			
車両数 台			
車種			
人員 人			

## 災害時における物資輸送拠点及び運営等の協力に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と福山通運株式会社東海支店（以下「乙」という。）は、災害時における物資輸送及び運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東海市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市内被災地に対する救援物資の緊急輸送体制の速やかな構築及び人材、資機材、施設等を活用した運営の協力について、甲が乙に要請する事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、第1条の目的を達成するため、乙に対し協力を要請することができるものとする。この場合において、乙は、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

2 甲が乙に対し要請する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 乙が管理する施設の物資輸送拠点としての利用
- (2) 乙に所属する人員による物資輸送拠点運営等の協力
- (3) 甲が管理する防災備蓄品の避難所等への配送
- (4) 甲が指定する物資拠点施設から避難所等への物資配送
- (5) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- (6) 乙が管理する資機材の提供
- (7) その他協議し合意した事項

3 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の物資輸送の継続に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 乙が物資輸送に使用する車両に対する緊急通行車両確認証明書及び災害対応従事車両証明書の速やかな発行
- (2) 罹災状況に係る情報の提供

（要請手続き）

第3条 前条に規定する要請は、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに本書を提出するものとする。

2 前項の規定により甲から乙に対して行う要請は、福山通運株式会社東海支店総務課を代表窓口として手続きを行うものとする。

（事故等）

第4条 乙の提供した車両が、故障その他の理由により物資輸送等を中断したときは、乙は、速やかに代替の車両を手配し、その輸送を継続するよう努めるものとする。なお、車両の手配ができない場合においては、乙は甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力業務を遂行したときは、次の事項を取りまとめ、後日、実績報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

- (1) 協力内容
- (2) 協力した場所
- (3) 要請によって使用した車両、資機材等
- (4) 従事者数
- (5) その他必要となる事項

(経費の負担)

第6条 この協定に基づく物資輸送及び運営等に要した経費は、その都度甲乙協議して決定し、甲が負担する。

(庶務窓口)

第7条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては東海市総務部防災危機管理課、乙にあつては福山通運株式会社東海支店総務課において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定に係る連絡担当者、連絡手段について、相互に確認するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和5年（2023年）2月14日

甲 愛知県東海市中央町一丁目1番地  
東海市長 花田勝重

乙 愛知県東海市浅山一丁目50番地  
福山通運株式会社東海主管支店 支店長 中野 豊



様式第1

防第 号  
年 月 日

福山通運株式会社 東海主管支店  
様

東海市長

輸送等の業務への協力要請について

このことについて、災害時における物資輸送拠点及び運営等の協力に関する協定書第3条の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務終了後には、物資等の緊急輸送の業務の実施状況報告書（様式第2号）により報告をお願いします。

記

日 時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
協力を要請する事由	
協力を必要とする場所	東海市 町
協力を必要とする要 請内容 (第2条第2項) ■にする	<input type="checkbox"/> (1) 乙が管理する施設の物資輸送拠点としての利用 <input type="checkbox"/> (2) 乙に所属する人員による物資輸送拠点運営等の協力 <input type="checkbox"/> (3) 甲が管理する防災備蓄品の避難所等への配送 <input type="checkbox"/> (4) 甲が指定する物資拠点施設から避難所等への物資配送 <input type="checkbox"/> (5) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等 <input type="checkbox"/> (6) 乙が管理する資機材の提供 <input type="checkbox"/> (7) その他協議し合意した事項  【 】
協力を要請する人数 (施設ごと)	

(その他参考となる事項)

(担当者及び連絡先)

様式第2

年 月 日

東 海 市 長 様

報告者住所

報 告 者 名

物資等の緊急輸送の業務の実施状況報告について

このことについて、災害時における物資輸送拠点及び運営等の協力に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

期 間	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分まで
協 力 内 容	第2条第2項第 号
協 力 し た 場 所	東海市 町
要請によって使用した車両、資機材等	・車両 ・車両台数 ・資機材等の名称 ・資機材の数 ・その他
従 事 者 数 ( 施 設 ご と )	

(その他参考となる事項)

(担当者及び連絡先)

## 災害時における支援物資輸送拠点に関する協定書

新日鐵住金株式会社名古屋製鐵所（以下「甲」という。）、愛知製鋼株式会社（以下「乙」という。）及び東海市（以下「丙」という。）は、南海トラフ巨大地震等の大規模な災害が東海市内で発生した場合、甲の所有する用地（乙の借用地を含む。以下同じ。）を、丙の災害支援物資輸送拠点用地として一時的に使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（災害支援物資輸送拠点として使用する用地）

第1条 災害支援物資輸送拠点として使用する用地（以下「本件用地」という。）は、次のとおりとする。

(1) 所在地 愛知県東海市東海町五丁目10番地及び同町六丁目11番地内の一部

(別紙-1及び別紙-2赤枠内)

(2) 面積 85,080.50平方メートル

2 丙は、本件用地を前項に定める用途以外に使用してはならない。

(使用要請)

第2条 丙は、大規模な災害が発生し、災害支援物資輸送拠点が必要なときは、甲及び乙に対し、期間、内容等を明らかにして、本件用地の使用を要請する。

2 甲及び乙は、前項の規定により使用要請があったときは、これに協力するものとする。ただし、丙による本件用地の使用が甲又は乙の事業に影響を与える等特別の事情がある場合は、甲、乙及び丙で使用期間、内容及び範囲等について協議を行い、当該使用要請の内容を変更するものとする。

(要請等の手続)

第3条 丙は、甲及び乙に前条第1項の規定により使用要請するときは、口頭、電話、ファックス等をもって連絡担当窓口（別紙-3参照）に連絡し、災害支援物資輸送拠点として本件用地の使用を開始する。

2 丙は、甲又は乙の求めに応じて、前条の使用要請の内容を証する書面を甲及び乙に対し、提出するものとする。

(用地の使用方法)

第4条 丙は、原則として甲及び乙の所有する本件用地内の設備（照明、排水ポンプ等）を使用する際は、甲及び乙との事前協議の上で使用内容を定める。

2 甲、乙又は丙は、本件用地は公有水面埋立法に基づく埋立免許上、竣工後10年間は埋立免許上の用途（野積み場）の変更ができないため、建築基準法（昭和25年法律第201号）、工場立地法（昭和34年法律第24号）及びその他の法令の規定による届出を必要とする工作物を平成36年2月までは設置してはならない。丙は、それ以外の臨時設備（仮設トイレ、テント倉庫等）を設置する場合は、事前に甲及び乙の承諾を得た上で、丙の責任において設置する。

3 丙は、電気、水道又は電話を設置する場合は、甲及び乙の事前の承諾を得た上で、丙の責任において設置する。

4 丙は、甲、乙又は第三者が前各項に基づき丙が本件用地内に設置した臨時設備等により損害を被ったときには、自らの責任と負担においてこれを解決し、甲又は乙に対し、何ら負担をさせないものとする。

5 丙は、本件用地使用後は、自らの責任で速やかに本件用地の原状復旧を行う。

(使用料)

第5条 丙が第2条第1項に基づき本件用地を使用する場合は、丙の使用料は無料とする。

(甲又は乙の立入)

第6条 甲又は乙は、必要と認めるときは、丙による本件用地の使用期間中であっても、丙に事前通知の上、本件用地に立ち入ることができるものとする。

(原状復旧)

第7条 甲及び乙の道路、施設その他の資産に損傷を与えたときは、丙の責任で原状復旧を行う。

(権利譲渡禁止)

第8条 丙は、この協定書に基づく権利を第三者に譲渡してはならない。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙及び丙のいずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先、連絡方法等必要な事項をあらかじめ協議し、別に定めておくものとする。

2 この協定について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙で協議の上、これを定めるものとする。

以上、この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年7月17日

甲 愛知県東海市東海町五丁目3番地  
新日鐵住金株式会社名古屋製鐵所 所長 酒本義嗣

乙 愛知県東海市荒尾町ワノ割1番地  
愛知製鋼株式会社 取締役社長 藤岡高広

丙 愛知県東海市中央町一丁目1番地  
東海市長 鈴木淳雄